



令和元年9月30日 発表

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 岐阜労働局労働基準部監督課 |
| | 監督課長 大谷 徹 専門監督官 若田 文雄 電話 058-245-8102 |

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成30年の監督指導結果等を公表します

～労働基準関係法令の違反率は81.8%、労働時間の違反が最多～

岐阜労働局は、管下労働基準監督署が、平成30年（1月～12月）にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめたので、公表します。

岐阜労働局では、引き続き、国土交通省中部運輸局と連携し、長時間労働の削減など自動車運転者の労働条件の改善に取り組みます。

平成30年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した99事業場のうち、労働基準関係法令違反は81事業場（81.8%）、改善基準告示（※別紙2参照）違反は62事業場（62.6%）であった。
 - 主な労働基準関係法令の違反事項（違反率）
 - 労働時間（52.5%）、②割増賃金（14.1%）、③健康診断（39.4%）
 - 主な改善基準告示の違反事項（違反率）
 - 最大拘束時間（44.4%）、②総拘束時間（37.4%）、③休息期間（32.3%）
- 平成30年の岐阜労働局と中部運輸局の相互通報
 - 岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数 16件
 - 労働局が中部運輸局から通報を受けた件数 13件

（別紙1）自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況
（別紙2）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況 (平成 30 年)

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

- 最も多くの監督を実施したのはトラックであり、8割を超える違反(81.3%)が認められた。
- 主な違反は労働時間にかかるもので、半数以上(52.5%)の事業者には違反が認められた。

※表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

| 事項 業種 | 監督実施 事業場数 | 労働基準関係 法令違反 事業場数 | 主な違反事項 | | |
|---------------|--------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 労働時間 | 割増賃金 | 健康診断 |
| トラック | 80 | 65 (81.3%) | 42 (52.5%) | 12 (15.0%) | 32 (40.0%) |
| バス | 2 | 1 (50.0%) | 1 (50.0%) | 0 (33.3%) | 0 (0.0%) |
| ハイヤー・ タクシー | 8 | 6 (75.0%) | 4 (50.0%) | 2 (25.0%) | 2 (25.0%) |
| その他 | 9 | 9 (100.0%) | 5 (55.6%) | 0 (0.0%) | 5 (55.6%) |
| 合計 | 99 | 81 (81.8%) | 52 (52.5%) | 14 (14.1%) | 39 (39.4%) |

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場(自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など)。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 平成30年の業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

- トラックにおいては、6割を超える(63.8%)違反が認められた。違反事項別では、最大拘束時間の違反が半数近く(45.0%)の事業場で認められた。

| 事項 業種 | 監督実施 事業場数 | 改善基準 告示違反 事業場数 | 主な違反事項 | | | | |
|---------------|--------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 最大拘束 時間 | 総拘束 時間 | 休息時間 | 連続運転 時間 | 最大運転 時間 |
| トラック | 80 | 51 (63.8%) | 36 (45.0%) | 31 (38.8%) | 29 (36.3%) | 27 (33.8%) | 26 (32.5%) |
| バス | 2 | 1 (50.0%) | 0 (0.0%) | 1 (50.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 1 (50.0%) |
| ハイヤー・ タクシー | 8 | 3 (37.5%) | 2 (25.0%) | 2 (25.0%) | 1 (12.5%) | — | — |
| その他 | 9 | 7 (77.8%) | 6 (66.7%) | 3 (33.3%) | 2 (22.2%) | 3 (33.3%) | 3 (33.3%) |
| 合計 | 99 | 62 (62.6%) | 44 (44.4%) | 37 (37.4%) | 32 (32.3%) | 30 (30.3%) | 30 (30.3%) |

- ・拘束時間＝始業時刻から就業時刻までの時間（休憩時間を含む）。
最大拘束時間は、1日の拘束時間のことで、改善基準告示により最大限度が示されている。
総拘束時間は、拘束時間の1箇月の合計のことで、改善基準告示により限度が示されている。
 - ・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間。
 - ・運転時間＝実際に運転に従事している時間。
連続運転時間は、休憩等を取らずに連続して運転を行う時間。
最大運転時間は、一定期間の運転時間の合計で、改善基準告示により限度が示されている。
- (注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

※改善基準告示の内容については別紙2参照

(3) 過去3年間の業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業数は、次のとおりであった。

すべての業種の合計において、平成29年以降からは8割を超えており、違反率に高止まりの状況が認められる。

| 業種・事項 | | 年 | | |
|---------------|------------------|---------------|----------------|---------------|
| | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
| トラック | 監督実施 事業場数 | 61 | 59 | 80 |
| | 労働基準関係法 違反事業場 | 46 (75.4%) | 51 (86.4%) | 65 (81.3%) |
| バス | 監督実施 事業場数 | 9 | 4 | 2 |
| | 労働基準関係法 違反事業場 | 8 (88.9%) | 4 (100.0%) | 1 (50.0%) |
| ハイヤー・ タクシー | 監督実施 事業場数 | 4 | 14 | 8 |
| | 労働基準関係法 違反事業場 | 3 (75.0%) | 14 (100.0%) | 6 (75.0%) |
| その他 | 監督実施 事業場数 | 7 | 7 | 9 |
| | 労働基準関係法 違反事業場 | 6 (85.7%) | 6 (85.7%) | 9 (100.0%) |
| 合計 | 監督実施 事業場数 | 81 | 84 | 99 |
| | 労働基準関係法 違反事業場 | 63 (77.8%) | 75 (89.3%) | 81 (81.8%) |

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1 (トラック)

運転者の労働時間等に問題が認められるとの情報を端緒に監督指導を実施

概要

運転者について、1日の拘束時間が17時間程度、1か月の拘束時間が320時間程度となっている者が認められた。1か月当たりの時間外・休日労働は約120時間であった。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。
⇒労働基準法第32条違反
- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月293時間を超えていることについて是正を指導した。
⇒改善基準告示違反(最大拘束時間、総拘束時間)
- 3 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。
⇒労働安全衛生法第66条の4違反
- 4 時間外労働の1か月45時間以内への削減について指導した。
⇒過重労働の健康障害防止について指導

指導後の会社の取組

- 1 主要な荷主と、手待ち時間が多く発生している要因、配送ルート効率化について協議する場を設け、改善を要請したところ、見直しがされ、40時間以上の拘束時間の大幅な短縮につながった。
- 2 運転手の労働時間、拘束時間等の集計方法を改正し、労働時間管理の適正化を図り、逐次法令順守の状況を確認できるようにすることで、改善基準告示の範囲内で運行がされるようになった。

(参考) トラック運転手に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内

(労使協定締結の場合、320時間以内)

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

事例 2 (タクシー)

タクシー事業者に対し中部運輸局と合同で監督指導を実施

概 要

運転者の賃金は歩合制であったが、歩合給の低い運転者に支給されていた額について時給換算すると岐阜県最低賃金を下回っていた。また、時間外労働に関する協定届(36 協定)の限度時間を超える労働が認められた。

指導内容

- 1 36 協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。
⇒労働基準法第 32 条違反
- 2 適用される最低賃金額以上の賃金が支払われていないため、是正を指導した。
⇒最低賃金法第 4 条違反
- 3 労働時間数等の把握、管理がされていなかったため、是正を指導した。
⇒労働基準法第 108 条違反、労働時間管理適正化の指導
- 4 時間外労働の 1 か月 45 時間以内への削減について指導した。
⇒過重労働の健康障害防止について指導

指導後の会社の取組

- 1 配車の際、実車率が少ない時間帯と、実車率が高い時間帯の偏りが生じていたことから、配車方法を見直し、各運転者ごとに偏りが無いように勤務シフトを組むようにしたことで、最低賃金違反が改善された。
- 2 長時間労働の原因となっていた客待ち時間が解消されるよう、実車率を上げる工夫事例を踏まえた教育を行うことで、運転者の意識が改善され長時間労働の解消がされた。

(参考) タクシー運転手に係る改善基準告示

1 か月の総拘束時間：原則 299 時間以内

(車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322 時間以内)

1 日の最大拘束時間：13 時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則 16 時間以内

休息期間：継続 8 時間以上

休日労働：2 週間について 1 回以内

2 国土交通省中部運輸局との連携

(1) 岐阜労働局と国土交通省中部運輸局は、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

過去3年間の通報件数は次のとおり。

| 事項 | 年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 |
|-----------------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数 | | 9件 | 17件 | 16件 |
| 岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数 | | 12件 | 19件 | 13件 |

(2) 岐阜労働局と国土交通省中部運輸局は、上記のとおり相互に通報を行うほか、事案に応じ合同で監督指導を実施している。

過去3年間の合同による監督指導件数は次のとおり。

| 事項 | 年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 |
|--------------------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 岐阜労働局が中部運輸局と合同で監督指導をした件数 | | 5件 | 6件 | 1件 |

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

内 容

| | | |
|--------|---|--|
| 拘束時間 | 総拘束時間 | トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間 |
| | 最大拘束時間 | トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間) |
| 休息期間 | トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上 | |
| 最大運転時間 | トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間 | |
| 連続運転時間 | トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。) | |
| 休日労働 | トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 | |

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。